

熊本県移住視察支援交通費等補助金 Q & A

1 補助の対象となる活動について

(問 1-1) 「県内視察」とはどのようなものを指しますか。

(答) 県内市町村の移住担当窓口への相談、お試し移住体験施設の利用及び空き家バンク登録物件の内覧等、原則として県内市町村等を訪問して視察することを指します。

(問 1-2) くまもと移住定住支援センターの助言による視察が対象となっていますが、支援センターには視察後に相談してもいいですか。

(答) 支援センターでは、御希望の視察内容に応じて行程を作成し、必要に応じて市町村担当者等との調整を行いますので、必ず事前に相談してください(本補助金は、事前に相談のあった視察のみが対象となります)。

なお、視察の7日前までには行程を作成する必要がありますので、支援センターには余裕を持って相談してください。

(問 1-3) くまもと移住定住支援センターへの相談方法を教えてください。

(答) 支援センターは、現在、東京都・大阪府・熊本県の3箇所に設置していますので、お近くの窓口に電話またはメールで御相談ください。

どこに相談したらよいか分からない場合は、「熊本窓口」に御相談ください。

【東京窓口】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1
東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内
TEL : 080-2125-1656 (直通)、Mail : kumamoto@furusatokaiki.net

【大阪窓口】

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1-3-2100
大阪駅前第3ビル21階 熊本県大阪事務所内
TEL : 090-9288-0046 (直通)、Mail : kumamoto-iju@ahc-net.jp

【熊本窓口】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県地域振興課内
TEL : 096-333-2181 (直通)、Mail : kumamoto-kurashi@pref.kumamoto.lg.jp

2 補助対象者について

(問2-1) 国外にいるのですが、対象活動を行う場合は補助対象となりますか。

(答) 国外からの活動については、国内の移動分のみ対象とします。

国外の居住地から国内の空港等への移動分については、補助対象外となります。

(問2-2) 家族で視察した場合の申請方法を教えてください。

(答) 同居の世帯員分をまとめて申請してください。なお、申請する世帯員の人数に制限はありませんが、同一の活動を行っている必要があります。

3 補助金額について

<交通費について>

(問3-1) 居住地と活動対象地との往復経路は、どのような経路でもよいですか。

(答) 公共交通機関の利用を前提とした経路であれば、経路や手段は指定しません。

ただし、一般常識と照らして不自然なルートであれば、対象外と判断する場合があります。

(問3-2) 熊本県外の居住地から熊本県内にある実家に一旦移動し、そこから目的地に移動した場合の交通費は対象になりますか。

(答) 実家と目的地の間の移動分も含めて対象となりますが、一般常識と照らして不自然なルートであれば対象外と判断する場合があります。

(問3-3) 自家用車やタクシー利用は認められますか。

(答) 自家用車、家族の車の利用については補助対象外とします。

タクシー利用は原則として認めていませんが、交通の便が悪い地域などやむを得ない理由があれば対象とします。

(問3-4) 東京の居住地から熊本県に移動後、県内視察を行い、その後他県に立ち寄った後帰路に着いた場合、どこまでが補助の対象となりますか。

(答) 東京の居住地から熊本県内への移動経費(往路)のみが対象となります。

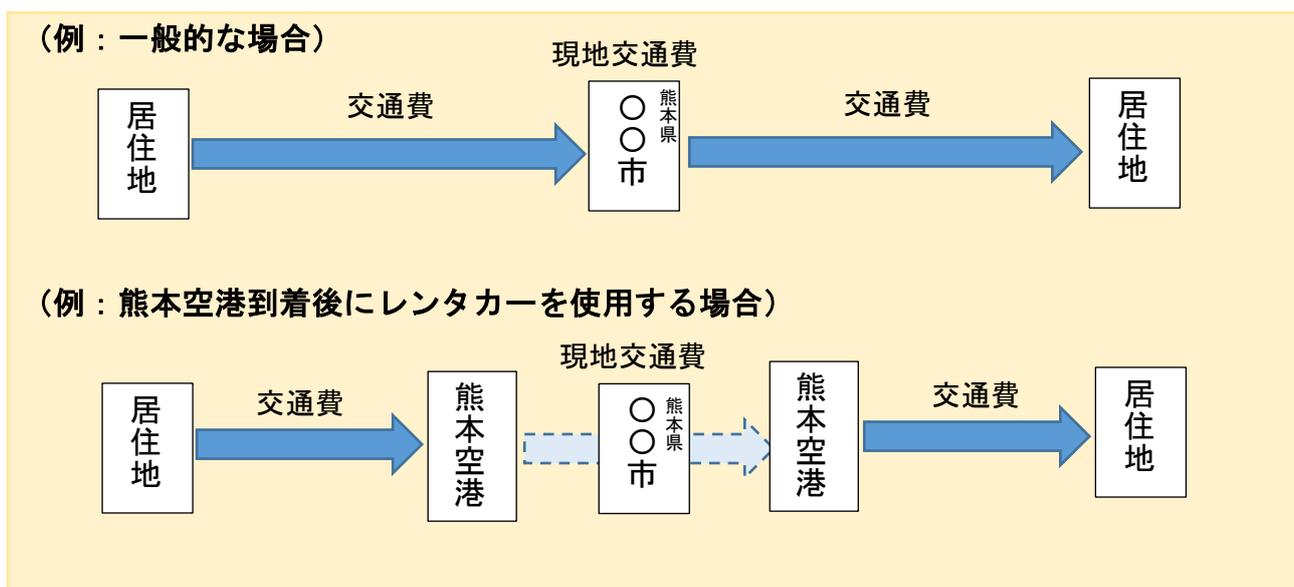


<現地交通費について>

(問3-5) 交通費と現地交通費の違いを教えてください。

(答) 交通費は、熊本県外の居住地から活動対象地までの交通費、現地交通費は活動対象地域内を移動する際の費用となります。

ただし、熊本県に到着後、活動対象地域内に入る前にレンタカーを借り、活動対象地域内でも引き続きレンタカーを使用する場合、この借り上げ費用は現地交通費として取り扱うことができます。



(問3-6) 自家用車やタクシー利用は認められますか。

(答) 自家用車、家族の車の利用については補助対象外とします。

また、活動対象地域内の移動に限り、タクシー利用を対象とします。

<宿泊費について>

(問3-7) 活動対象地と宿泊地が離れている場合、補助の対象となりますか。

(答) 宿泊地が熊本県内であり、対象活動の内容と照らし合わせて常識的な範囲であれば補助対象となります。

ただし、常識的な範囲から逸脱していれば、宿泊に要する経費については対象外と判断する場合があります。

(問3-8) 私的な用事で延泊した場合、補助の対象となりますか。

(答) 原則として、私的な用事の延泊は対象となりません。

＜全体事項＞

(問3-9) 1回の往復で複数の市町村を視察しましたが、補助申請は1回にまとめるべきですか、2回に分割するべきですか。

(答) 1回の往復分として申請してください。

(問3-10) 領収書を紛失してしまいましたが、補助金を申請することはできますか。

(答) 領収書がない場合は、金額と実績を確認することができないので、原則として補助対象金額から除外しますが、金額、日付が記載された半券等の提出をもって領収書に代えることができます。

(問3-11) 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どのような書類ですか。

(答) 金額、日付が記載された半券や交通系 IC カードの利用履歴明細書等を指します。

4 補助の申請について

(問4-1) 申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、対象活動の参加前に交付を受けられるか確認する方法はありますか。

(答) 支援センターの相談員に御相談ください。ただし、実際に交付できるかは申請順(先着順)となり、事前予約等はできかねますのでご了承ください。

(問4-2) 申請書はどこに提出したらいいですか。

(答) 以下の宛て先に提出してください。

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県企画振興部地域・文化振興局 地域振興課 移住定住推進班

※封筒に「移住視察支援交通費等補助金 申請書在中」と記載してください。

(問4-3) 振込口座の名義は親等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

(答) 振込口座は本人名義のものに限ります。

(問4-4) 申請者の居住地を証する書類とはどのようなものでしょうか。

(答) 運転免許証、健康保険証や旅券(パスポート)など、申請者の氏名と現住所が記載されているものを指します。